

亀山市告示第19号

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市庁用車両ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（令和元年亀山市告示第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（個人情報データの利用、閲覧及び提供の制限）</p> <p>第16条 第5条から第12条までに規定するほか、個人情報データは、データの管理運用以外の目的のために利用し、閲覧させ、又は提供してはならない。ただし、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項</u>の規定により個人情報データを利用し、又は本人に閲覧させ、若しくは提供する場合は、この限りでない。</p> <p>[2 略]</p> | <p>（個人情報データの利用、閲覧及び提供の制限）</p> <p>第16条 第5条から第12条までに規定するほか、個人情報データは、データの管理運用以外の目的のために利用し、閲覧させ、又は提供してはならない。ただし、<u>亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第11条第1項ただし書</u>の規定により個人情報データを利用し、又は本人に閲覧させ、若しくは提供する場合は、この限りでない。</p> <p>[2 略]</p> |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。